

MONO3198013757

3891

24

大正十五年五月

朝鮮度量衡關係法規

朝鮮總督府殖産局商工課

京城師範學校



朝鮮度量衡令

## 朝鮮度量衡令

(大正十五年二月二十七日制令第六號)

第一條 度量ハメートル、衡ハキログラムヲ以テ基本トス。

メートルハ融解シツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ニ於ケル國際メートル原器ノ示ス所ノ長トス  
キログラムハ國際キログラム原器ノ質量トス

第二條 メートルハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルメートル原器ニ依リ、キログラムハメートル條約ニ依リ帝國ニ交付セラレタルキログラム原器ニ依リ之ヲ現示ス

第三條 朝鮮總督ハ前條ノ原器ニ依リ製作シタル檢定原器ヲ以テ前條ノ原器ニ代用ス  
檢定原器ハ朝鮮總督之ヲ保管ス

第四條 度量衡ノ名稱名位ヲ定ムルコト左ノ如シ

度

ミクロン

メートルノ百萬分ノ一

ミリメートル

メートルノ千分ノ一

センチメートル

メートルノ百分ノ一

デシメートル

メートルノ十分ノ一

朝鮮度量衡令

朝鮮度量衡令

メートル

キロメートル

面積

平方ミリメートル

平方センチメートル

平方デシメートル

平方メートル

平方キロメートル

量

立方センチメートル

立方デシメートル

立方メートル

衡

ミリグラム

グラム

キログラム

トン

千メートル

平方メートルノ百萬分ノ一

平方メートルノ一萬分ノ一

平方メートルノ百分ノ一

百萬平方メートル

立方メートルノ百萬分ノ一

立方メートルノ千分ノ一

キログラムノ百萬分ノ一

キログラムノ千分ノ一

千キログラム

前項ニ規定スル度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ニシテ土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用フルモノハ名稱位ニ關シテハ朝鮮總督之ヲ定ム

第五條 溫度、密度、壓力、工率其ノ他ノ狀態及能率ノ計量ノ單位ニシテ度量衡ニ依リテ定

ムルモノ又ハ度量衡及度量衡ニ非サル他ノ單位ニ依リテ定ムルモノニ關シテハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六條 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ之ヲ用フルコトヲ得ス

第七條 度量衡器ノ製作及販賣ハ政府ニ專屬ス政府ハ特ニ指定スル者ニ度量衡器ノ販賣ヲ委託スルコトヲ得

第八條 度量衡器ノ修覆、輸入又ハ移入ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 政府ノ製作、修覆、輸入又ハ移入シタル度量衡器ニハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外證印ヲ附ス

第十條 政府以外ノ者度量衡器ノ修覆、輸入又ハ移入ヲ爲シタルトキハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外政府ノ檢定ヲ受クヘシ

第十一條 度量衡法ニ依ル檢定證印アル度量衡器ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス場合ニハ前二條ノ規定

ハ之ヲ適用セス但シ朝鮮總督ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ非ラス

第十二條 度量衡器ニ非サルモノ及左ノ各號ノ一ニ該當スル度量衡器ハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

一 第九條ノ證印又ハ檢定證印ナキモノ

二 修覆ヲ爲シタル後其ノ檢定ヲ受ケス又ハ檢定ニ合格セサルモノ

三 變造シタルモノ

四 朝鮮總督ノ定ムル公差以上ノ差狂ヲ生シタルモノ

五 朝鮮總督ノ定ムル構造ヲ具備セサルニ至リタルモノ

度量衡法ニ依ル檢定證印又ハ同法ニ依ル檢定ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ檢定證印又ハ檢定ト看做ス

第十三條 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノハ朝鮮總督ノ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得ス

商品ノ度量衡ニ依ル量目ノ表記ハ正味量ノ表記ニ非サルコト明ナル場合ヲ除クノ外之ヲ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ト看做ス

第十四條 度量衡器ノ委託販賣、修覆、輸入、移入、第九條ノ證印、檢定、取締及使用ノ制限並度量衡ノ計量ノ取締ニ關シテハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十五條 當該官更度量衡器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ店舗

工場其ノ他ノ場所ニ臨檢スルコトヲ得

當該官更臨檢ノ際度量衡ニ關スル犯罪アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明

スヘキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ朝鮮國稅犯則者處分令ヲ準用フ

第十六條 當該官更ハ第十二條第一項各號ノ一ニ該當スルモノヲ破毀シ、其ノ證印ヲ除去シ若

ハ消印ヲ附シ又ハ第十三條第一項ニ該當スルモノノ正味量ノ表記ヲ更正シ若ハ消去シ其ノ他

取締上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 度量衡器ノ委託販賣ノ指定又ハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發

スル命令ニ違反シタルトキ又ハ當該官廳ノ命ニ從ハサルトキハ朝鮮總督ハ其ノ指定又ハ許可

ヲ取消スコトヲ得

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ニ違反シタル者

二 度量衡ノ計量ヲ低ルノ目的ヲ以テ不正ニ度量衡器ヲ使用シタル者

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 私ニ度量衡器ノ製作又ハ變造ヲ爲シタル者

二 委託販賣ノ指定ヲ受ケスシテ度量衡器ノ販賣ヲ爲シタル者

## 三 第八條ノ規定ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス

## 一 第六條ノ規定ニ違反シタル者

二 當該官吏ノ訊問ニ對シ答辯ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ職務執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シタル者

第二十一條 度量衡器ノ委託販賣ノ指定若ハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ハ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指彈ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

第二十二條 度量衡器ノ委託販賣ノ指定若ハ第八條ノ許可ヲ受ケタル者、業務上取引若ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル者又ハ度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ヲ販賣スル者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ非ラス

第二十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ヲ科スルコトヲ得ス

第二十四條 第七條乃至第十二條、第十四條乃至前條ノ規定ハ朝鮮總督ノ指定スル計量器ニ之ヲ準用ス

대한민  
도서관

第二十五條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キ

テ發スル命令ニ違反シタル場合ニ於テハ明治三十三年法律第五十二號ニ依ル

第二十六條 本令中罰則ニ關スル規定ハ公務所ニ之ヲ適用セス

附 則

第二十七條 本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十八條 陸熙三年法律第二十六號度量衡法及明治四十二年統監府令第二十三號ハ之ヲ廢止

第二十九條 從來慣用ノ度量衡ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍之ヲ用フルコトヲ得

第三十條 從前ノ規定ニ依リ附シタル證印又ハ檢印ハ之ヲ第九條ノ證印又ハ檢定證印ト看做

第三十一條 從前ノ規定ニ依ル度量衡器委託販賣者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ

朝鮮總督ノ定ムル期間之ヲ第七條第二項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十二條 從前ノ規定ニ依リ度量衡器ノ修理ノ特許ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ其ノ業ヲ營ム者

ハ朝鮮總督ノ定ムル期間之ヲ第八條ノ規定ニ依リ修覆ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十三條 從前ノ規定ニ依リ度量衡器ノ移入販賣ニ付特許ヲ受ケ本令施行ノ際現ニ其ノ業ヲ

營ム者ハ本令施行ノ際販賣ノ爲所持スル度量衡器ニ限リ朝鮮總督ノ定ムル期間仍其ノ販賣ヲ

繼續スルコトヲ得第二十四條ノ規定ニ依リ計量器ノ指定ノ際其ノ計量器ノ販賣ノ業ヲ營ム者

朝鮮度量衡令

カ販賣ノ爲所持スル計量器ニ付亦同シ

朝鮮度量衡令施行期日ニ關スル件

朝鮮總督府令第二十二號

朝鮮度量衡令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年三月一日

# 朝鮮度量衡令施行規則

대한민국  
조선  
드서과

## 朝鮮度量衡令施行規則

(大正十五年三月二十六日府令第二十五號)

第一條 土地又ハ液體ノ計量其ノ他特殊ノ場合ニ用フル度量衡ニ付テハ朝鮮度量衡令第四條  
第一項ノ規定ニ依ルノ外尙其ノ名稱名位ヲ定ムルコト左ノ如シ

土地又ハ水面ノ面積

アール

ヘリタール

海面ニ於ケル長

海里

量

液體瓦斯體粒狀物又ハ粉狀物ノ量

ミリリットル

デシリットル

リットル

ヘクトリットル

キロリットル

百平方メートル

百アール

千八百五十二メートル

リットルノ千分ノ一

リットルノ十分ノ一

立方デシメートル

百リットル

千リットル

朝鮮度量衡令施行規則

衡

寶石ノ重量

カラツト

二百ミリグラム

第二條

朝鮮度量衡令第五條ノ規定ニ依リ計量ノ單位ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 力ノ單位ハメガダイントス

メガダインハ一キログラムノ質量ノ物體ニ働クトキ一秒ニ付毎秒十メートルノ速度ノ増加ヲ與フル力ヲ謂フ

力ノ單位ニハ重量キログラムヲ用フルコトヲ得一重量キログラムハ之ヲ〇・九八メガダイントス

二 壓力ノ單位ハバールトス

バールハ一メガダインノ力ヲ一平方センチメートルノ面積ニ受クル壓力ヲ謂フ

壓力ノ單位ニハ平方センチメートルニ付重量キログラムヲ用フルコトヲ得平方センチメートルニ付一重量キログラムハ之ヲ〇・九八バールトス

バールハ之ヲ氣壓ト稱スルコトヲ得

三 仕事ノ單位ハジユールトス

ジユールハ一メガダインノ力ニ抵抗シテ十センチメートルノ長タケ物體ヲ動カストキ爲サル仕事ヲ謂フ

仕事ノ單位ニハキログラムメートルヲ用フルコトヲ得一キログラムメートルハ之ヲ九・八  
ジユールトス

四 工率ノ單位ハキロワットトス

キロワットハ一秒ニ付千ジュールノ工率ヲ謂フ

五 密度ノ單位ハ一氣壓ニ於テ四度ノ溫度ヲ有スル純粹ノ水ノ密度トス

六 溫度ノ單位ハ度トス

度ハ一定ノ體積ヲ保タシメツツ一定質量ノ完全瓦斯ノ溫度ヲ融解シツツアル純粹ノ水ノ氷  
ノ溫度ヨリ一・〇一三三氣壓ニ於テ沸騰スル純粹ノ水ノ蒸氣ノ溫度迄變セシムル間ニ於テ  
生スル壓力ノ増加ノ百分ノ一ノ壓力ヲ其ノ完全瓦斯ニ生スル溫度ヲ謂フ

融解シツツアル純粹ノ水ノ氷ノ溫度ハ之ヲ零度トス  
度ハ之ヲ攝氏度ト稱スルコトヲ得

前項第一號及第四號ニ於テ秒トハ平均太陽日ノ八萬六千四百百分ノ一ヲ謂フ

第一項第六號ノ規定ニ依ル溫度ノ單位ハ攝氏零度ノトキ一・三三三三三氣壓ヲ有スル定體積水  
素溫度計ニ依リ之ヲ表示ス

第三條 前項ニ規定スル計量ノ單位ノ倍數及分數ノ名稱ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 力
- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 重量グラム   | 一重量グラムハ重量キログラムノ千分ノ一トス    |
| 重量ミリグラム | 一重量ミリグラムハ重量キログラムノ百萬分ノ一トス |

## 二 歴力 ミリ パール

一ミリパールハパールノ千分ノ一トス

## 三 仕事 キロジニール

一キロジニールハ千ジュールトス

## 四 工率 ワット

一キロワット時ハ三千六百キロジュールトス  
一ワットハキロワットノ千分ノ一トス

第四條 液體ノ密度ヲ計量スル「ボーム」度及「トワツデル」度ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ定ムルモ  
ノトス

## 一 「ボーム」度

## 重 液 用

$$d = \frac{144.3}{144.3 - B}$$

## 輕 液 用

$$d = \frac{144.3}{134.3 + B}$$

右算式中Bハ「ボーム」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

## 二 「トワツデル」度

$$d = \frac{200 + n}{200}$$

右算式中nハ「トワツデル」度、dハ之ニ對スル密度ナリ

第五條 第一條及朝鮮度量衡令第四條第一項ニ規定スル度量衡中其ノ名稱ノ略字ヲ定ムルコ  
ト左ノ如シ

度

マイクロン

ミリメートル

センチメートル

デシメートル

メートル

キロメートル

アール

ヘクタール

量  
海里

立方センチメートル

ミリリットル

デシリットル

國許度量衡令施行規則

dl ml cc 澁 ha a km m dm cm mm μ

又	又				又	又	又	又
ハ	ハ				ハ	ハ	ハ	ハ
昫	昫				軒	米	經	耗

リットル

ヘクトリットル

キロリットル

衡

ミリグラム

グラム

キログラム

トン

カラット

計量器ニ表記スヘキ計量ノ單位ノ名稱ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ用フルコトヲ得

力

重量キログラム

重量グラム

G.W KG.W

〔衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハ〕  
〔Gヲ用フルコトヲ得〕

〔衡ノ名稱ト混同ノ虞ナキ場合ニ於テハ〕  
〔KGヲ用フルコトヲ得〕

et	t	kg	g	mg	kl	hl	l
	又	又	又	又	又	又	又
	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
	施	庇	瓦	庇	軒	頭	立

厘力

ハール又ハ氣厘  
ミリバール  
平方センチメートルニ付  
重量キログラム

仕事 ジュール

溫度 度又ハ攝氏度

前項ニ掲クル以外ノ略字ト雖慣行ノモノハ之ヲ用フルコトヲ得

第六條

酒精ト水トノ混合液及純蔗糖ノ水溶液ノ含有成分ノ百分率ヲ密度ニ依リ表ハス場合

第七條

朝鮮度量衡令第二十四條ノ計量器左ノ如シ

朝鮮度量衡令施行規則

〔單ニ攝氏度ニ依ル日盛ナルコトヲ表記  
スル場合ニ於テハ℃ヲ用フルコトヲ得〕  
℃ J KG.Pr. cCM M.Bar Bar  
又ハ  
Atm

一 晴雨計以外ノ量器

二 浮秤

三 物體ノ膨脹ニ依ル溫度計

四 生絲織度檢定器

五 乳脂計

第八條 第二條及第三條ノ規定ニ依ル單位ニ依リ計量スヘキ狀態又ハ能率ト異ナル狀態又ハ能率ニ關シテハ任意ノ計量ノ單位ヲ用フルコトヲ得

第九條 晴雨計、浮秤ニ非サル密度計量器及物體ノ膨脹ニ依ラサル溫度計ハ取引上又ハ證明

上ニ於ケル壓力、密度又ハ溫度ノ計量ニ之ヲ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第十條 輸出又ハ輸入ニ係ル商品ニ關シテハ第一條乃至第三條又ハ朝鮮度量衡令第四條第一項ノ規定ニ依ラサル度量衡又ハ計量ノ單位ト雖之ヲ用フルコトヲ得但シ輸入ニ係ル商品ヲ販

賣スル場合ハ此ノ限ニ非ラス

前項但書ノ規定ハ輸入ニ係ル商品ヲ更ニ輸出スル目的ヲ以テ販賣スル場合ニハ之ヲ適用セス

第十一條 政府ノ販賣スル度量衡器又計量器ノ種類、名稱及價格ハ之ヲ告示ス

第十二條 度量衡器又ハ計量器ノ委託販賣ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ朝鮮總督

一 販賣所ノ位置

ニ申請スヘシ

二 販賣目論見書

三 履歷書

四 戶籍謄本

第十三條 政府度量衡器又ハ計量器ノ委託販賣ノ指定ヲ與ヘムトスルトキハ申請者ニ對シ第三表ニ依ル保證金ハ國債證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

前項ノ保證金ハ國債證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

政府度量衡器又ハ計量器ノ委託販賣ノ指定ヲ爲シタルトキハ委託證ヲ下付ス

第十四條 委託販賣ノ指定ヲ受ケタル者 以下委託販賣者ト稱ス 其ノ販賣所ノ位置ヲ變更セムトスルトキ又

ハ委託販賣ヲ休止セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條 委託販賣者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

一 委託證ヲ紛失シタルトキ

二 委託販賣者氏名 姓名ヲ含ム 以下同シム ヲ變更シタルトキ

第十六條 委託品汚損シ、毀損シ、亡失シ其ノ他故障ヲ生シタルトキハ委託販賣者ハ遲滞ナク

其ノ旨朝鮮總督ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ損害ノ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 委託販賣者委託ノ解除ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ委託證ヲ添附シ朝鮮總

督ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 委託販賣者死亡シタルトキハ戶主家族又ハ其ノ他ノ相續人ヨリ遲滞ナク朝鮮總督ニ届出ツヘシ

前項ノ届書ニハ委託證ヲ添附スヘシ

第十九條 委託販賣者ハ政府ノ定ムル價格ヲ以テスルニ非サレハ度量衡器又ハ計量器ヲ販賣スルコトヲ得ス

第二十條 委託販賣者ハ毎月ノ度量衡器又ハ計量器ノ販賣高ヲ翌月十日迄ニ朝鮮總督ニ報告スヘシ

第二十一條 委託販賣者納付金ヲ納入期日迄ニ納入セサルトキハ日歩三錢ノ割合ヲ以テ遅延利息ヲ徵スルコトアルヘシ

前項ノ納付金ハ別ニ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十二條 委託販賣者前條ノ納付金ヲ納入期日迄ニ納入セサルトキ、前條ノ遅延利息ヲ納入セサルトキ又ハ第十六條第二項ノ損害ノ賠償ヲ爲ササルトキハ保證金ヲ以テ之ヲ補填スルコトアルヘシ

第二十三條 委託販賣者ハ秤秤ノ精紐又ハ錘絲ノ修覆ノ業ヲ營ムコトヲ得

第二十四條 委託販賣者ハ正當ノ事由ナクシテ度量衡器又ハ計量器ノ修覆依頼ノ取次ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ委託販賣者ハ其ノ修覆料ノ一割以上ヲ手数料トシテ依頼者

ニ請求スルコトヲ得ス

第二十五條 委託販賣者ノ委託ノ期間ハ五年トス

第二十六條 朝鮮度量衡令第八條ノ規定ニ依リ修覆ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ

朝鮮總督ニ申請スヘシ

一 營業者及技術監督者ノ履歷

二 修覆セムトスル度量衡器又ハ計量器ノ種類

三 營業所ノ位置及工場ノ略圖

四 修覆ノ用ニ供スル主ナル機械ノ名稱及員數

第二十七條 度量衡器又ハ計量器ノ修覆ノ許可ヲ受ケタル者<sup>以テ修覆者ト稱ス</sup>ハ前條第二號又ハ第三號

ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クヘシ

修覆者ハ前條第四號ノ事項又ハ技術監督者ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク朝鮮總督ニ届出ツ

ヘシ

第二十八條 修覆ノ許可ノ期間ハ五年トス

第二十九條 修覆者ニ於テ修覆シタル度量衡器又ハ計量器ニハ一定ノ記號ヲ附スヘシ

前項ノ記號ハ豫メ其ノ様式ヲ定メ朝鮮總督ニ届出ツヘシ之ヲ變更モムトスルトキ亦同シ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ前項ノ記號ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三十條 委託販賣者又ハ修覆者ニシテ桿秤ノ緒紐又ハ錘絲ノ修覆ヲ依頼セラレタル場合其

ノ桿秤カ第五十六條各號ノ一ニ該當シ又ハ其ノ器差第五十五條ノ公差ヲ超ユルモノハ其ノ修  
覆ヲ爲スコトヲ得ス

桿秤ノ緒紐又ハ錘絲ハ政府ノ販賣シタルモノノ外之ヲ用フルコトヲ得ス

第三十一條 修覆者ハ政府ノ販賣シタル錘、増錘及分銅ヲ販賣スルコトヲ得

第三十二條 朝鮮度量衡令第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事

項ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スヘシ

一 輸入又ハ移入ノ目的

二 輸入又ハ移入セムトスル度量衡器又ハ計量器ノ種類、構造及用途

三 製作者ノ氏名及其記號

四 度量衡法ニ依ル檢定證印ノ有無

五 通關セムトスル稅關名

第三十三條 度量衡器又ハ計量器ニシテ業務ニ關係ナキ自己ノ專用ニ供スルモノニ限り政府ノ

許可ヲ受ケスシテ之ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得

第三十四條 度量衡器又ハ計量器ノ檢定ノ一部ハ別ニ定ムル所ニ依リ通知事ヲ行ハシム

第三十五條 檢定ヲ行ヒタル度量衡器又ハ計量器左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス

一 第四表ノ種類ニ屬シ朝鮮總督ノ別ニ定ムル構造ノ規定ニ適合シ且其ノ器差第五表ノ公差

ヲ超エサルモノ

二 特殊ノ種類又ハ構造ノモノニ在リテハ特ニ朝鮮總督ノ定ムル規定ニ適合スルモノ  
第三十六條 瓦斯メートルニ附シタル證印ノ有効期限ハ其ノ證印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ  
起算シ五年ノ末日トス

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ度量衡器又ハ計量器ノ檢定ヲ受ケルコトヲ  
要セス

一 桿秤ノ緒紐又ハ錘絲ヲ修覆シタルトキ

二 水量メートルヲ輸入、移入又ハ修覆シタルトキ

三 特殊ノ種類又ハ構造ノ度量衡器又ハ計量器ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノヲ輸入、移入  
又ハ修覆シタルトキ

四 取引又ハ證明以外ノ用ニ供スル度量衡器又ハ計量器ヲ輸入又ハ移入シタルトキ

第三十八條 證印アル度量衡器又ハ計量器ニシテ檢定ニ合格セサルトキハ其ノ證印ヲ除去シ又  
ハ消印ヲ附ス

第三十九條 度量衡器又ハ計量器ヲ所有又ハ所持スル者ハ何人ト雖其ノ檢定ヲ申請スルコトヲ  
得

前項ノ場合ニ於テハ申請者ヲシテ檢定ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第四十條 度量衡器又ハ計量器ニシテ土地又ハ建物等ニ取附ケラレタル場合其ノ他特殊ノ事  
由アル場合ニ於テ度量衡器又ハ計量器ノ所在地ニ於テ檢定ヲ受ケムトスル者ハ其ノ所在地、

種類、箇數及其ノ事由ヲ具シ朝鮮總督ニ申請スヘシ

第四十一條 證印ヲ附スヘキ部分ハ左ノ如シ

但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

一 度量衡器

甲 度量器

イ 竹製ノ直尺及墨尺

ロ 卷尺

ハ 其ノ他

乙 量記

イ 秤及化學用量器

ロ 斗 概 圓錐形板狀

ハ 瓦斯メートル

全量表記ノ傍  
切口ノ一端  
乾式ノモノニ在リテハ上板ノ連接部、濕式ノモノニ在リ  
テハ前板、前金メートルニ在リテハ前金拂裝置ノ連接部

丙 衡器

イ 天秤、上皿天秤及十分秤

ロ 臺秤及上皿秤

ハ 桿秤

桿ノ中央部又ハ其ノ附近  
桿ノ末端及秤錘臺ノ上面  
皿付ノモノニ在リテハ皿及桿ノ末端、其ノ他ノモノニ在

裏面

起端又ハ手環

全長表記ノ傍又ハ日盛ノ一端

ニ 自働秤

ホ 分銅、錘及増錘

二 計量器

甲 計飛器

リテハ直點ノ傍及尻金具  
目盛盤又ハ其ノ縁及桿カ外部ニ現ハレタルモノニ在リテ  
ハ其ノ桿  
上面又ハ側面

「アルドン」管又ハ波狀板ヲ用ヒタルモノニ在リテハ其ノ  
上部又ハ側面ノ金屬片ノ部分、連通管ノモノ及浮ヲ用ヒ

タルモノニ在リテハ日盛面ノ上部

胴部又ハ日盛面ノ上部

板付ノモノニ在リテハ日盛板及管ノ上部、板付以外ノモ

ノニ在リテハ日盛面ノ上部

檢尺器ニ在リテハ絲棒ノ絲受ノ部分及回轉器ノ目盛盤、

檢位衡ニ在リテハ日盛面、織度分銅ニ在リテハ上面

日盛面ノ上部

第四十二條 朝鮮度量衡令第九條ノ證印、檢定證印及消印ハ様式第一號ニ依ル

第四十三條 有效期限ヲ表示スル證印ハ前條ノ證印ノ下ニ様式第二號ニ依リ年月ノ數字ヲ附記

スルモノトス

朝鮮度量衡令施行規則

第四十四條 水銀溫度計ニハ證印ヲ附シタル年ノ數字ヲ附記ス

第四十五條 衡器ノ檢定ノ場合ニ於テ證印ヲ附シタル板狀分銅、錘、増錘又ハ増錘臺ニハ更ニ

檢定證印ヲ附セサルコトアルヘシ

第四十六條 木製秤ハ穀用秤ニ非サレハ之ヲ穀類ノ計量ニ液用秤ニ非サレハ之ヲ液類ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第四十七條 十リツトル以上ノ穀類ノ計量スル場合ニハ全量十リツトル未滿ノ秤ヲ使用スルコトヲ得ス

第四十八條 秤ヲ以テ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ圓壘形斗概ヲ使用スルコトヲ要ス

第四十九條 水平ヲ定ムル裝置アル秤又ハ檢位衡ハ其ノ臺ヲ水平ト爲スニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五十條 直點又ハ標點ヲ調整スル裝置アル秤又ハ檢位衡ハ其ノ直點又ハ標點ヲ整製スルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ天秤ハ此ノ限ニ在ラス

第五十一條 度量衡器又ハ計量器ノ取締ハ之ヲ分チテ第一種取締及第二種取締トス

第一種取締トハ業務上取引若ハ證明ニ使用シ又ハ使用ニ供スル爲所持スル度量衡器又ハ計量器ニ付檢査ヲ行フヲ謂ヒ第二種取締トハ其ノ他ノ取締ヲ謂フ

第五十二條 度量衡器若ハ計量器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ハ道知事之ヲ行フ

朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ官吏ヲシテ度量衡器若ハ計量器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ

取締ヲ執行セシムルコトアルヘシ

第五十三條 道知事第一種取締ヲ執行スル場合ハ區域ヲ定メ度量衡器又ハ計量器ノ使用者ニ對シ豫メ日時及場所ヲ指定シテ検査ヲ受クヘキ度量衡器又ハ計量器ノ提出ヲ命スヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ區域、日時及場所ヲ告示スヘシ

前項ノ規定ハ度量衡器又ハ計量器ニシテ公務所ニ於テ使用スルモノ、土地若ハ建物ニ取附ケ使用スルモノ、運搬シ難キモノ又ハ道知事ノ特ニ指定スルモノニハ之ヲ適用セス

第五十四條 第一種取締ニ於テ朝鮮度量衡令第十二條各號ノ一ニ該當セサルモノハ之ヲ合格トシ様式第三號ニ依ル検査済印ヲ附ス

検査済印ハ度量衡器又ハ計量器ノ見易キ部分ニ之ヲ附ス

第五十五條 朝鮮度量衡令第十二條第四號ノ公差ハ第五表ノ公差ノ二分ノ三、水量メートルニ在リテハ其ノ表ハス量ノ百分ノ五トス但シ自動秤及計壓器ニ在リテハ第五表ノ公差ノ二倍トス

第五十六條 朝鮮度量衡令第十二條第五號ノ構造ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノナルコトヲ要ス

一 度量衡器又ハ計量器ニシテ其ノ要部カ毀損、磨滅又ハ腐蝕シタルモノ

二 度量衡器又ハ計量器ニシテ證明、記號其ノ他表記ノ文字又ハ日盛ノ識別シ難キニ至リタルモノ

三 度量衡器ニシテ其ノ分離シ得ヘキ部分カ販賣シ若ハ檢定ヲ受ケタルトキト異リタルモノ

- ヲ以テ組成シタルモノ又ハ固定シアリシ部分ヲ變更シタルモノ
- 四 度器ニシテ枉棧又ハ撓レアルモノ
- 五 端目盛ノ度器ニシテ其ノ端ニ於ケル角力最小目盛ノ一度目以上磨滅シタルモノ又ハ端目盛ニ非サルモノニシテ最端ノ目盛ヲ超ユルニ至ル迄磨滅シタルモノ
- 六 材料ヲ割合セ又ハ織合セテ作りタル度器及連接部ヲ分離シ得サル構造ノ疊尺ニシテ其ノ目盛アル部分ニ於ケル材料ノ織目ニ間隙ヲ生シ且材料又ハ連接部カ分離シ易キニ至リタルモノ
- 七 麻製度器ニシテ目盛アル部分カ切斷シ易キニ至リタルモノ
- 八 度器ニシテ其ノ目盛アル部分カ缺損シ又ハ甚シク割レタルモノ
- 九 曲リ尺又ハ徑ヲ度ルニ用フル直尺ニシテ其ノ角度ノ著シク差ヲ生スルニ至リタルモノ又ハ副枝ノ緩ミタルモノ
- 十 樹ニシテ甚シク變形シタルモノ其ノ口縁ニ緊著シタル材料若ハ鐵帶ニ緩ミヲ生シタルモノ、其ノ口縁ノ缺損シタルモノ（全批ノ目盛アルモノニシテ其ノ口縁ノ缺損カ全量ノ目盛ニ達セサルモノヲ除ク）又ハ金屬製樹ノ織目ノ離レタルモノ
- 十一 樹ニシテ其ノ口縁若ハ内面カ著シク磨滅シ若ハ反リヲ生シ又ハ内面ニ於ケル塗料ノ剝落シタルモノ
- 十二 液類ノ計量ニ使用スル樹ニシテ漏水スルニ至リタルモノ又ハ材料ヲ二重トシタル金屬

- 製機ニシテ其ノ内面漏水スルニ至リタルモノ
- 十三 斗概ニシテ反リ又ハ著シク凹凸ヲ生シタルモノ
- 十四 化學用量器ニシテ重要ナル缺損アルモノ
- 十五 秤又ハ檢位衡ニシテ桿力枉撓シタルモノ
- 十六 秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ受、受、承軸、又蓋若ハ桿ニ於ケル金具カ離脱シ又ハ受若  
ハ桿ニ於ケル金具カ移動シ易キニ至リタルモノ
- 十七 秤又ハ檢位衡ニシテ調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ノ遊動シ易キニ至リタル  
モノ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノ
- 十八 調子玉又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置ナキ秤ニシテ其ノ空懸ケノ場合又ハ鏢ヲ直點  
ニ懸ケタル場合ニ於テ前條ニ規定スル秤量ノ公差ノ二分ノ一以内(掛量アルモノ)ニシテ未  
製桿秤ニ在リテハ掛量ノ公差ノ三分ノ二以内、其ノ他ノモノニ在リテハ掛量ノ公差ノ二分  
ノ一以内)ノ重量ヲ加減スルモノ其ノ覗ミカ一致セス、其ノ桿力木平トナラス又ハ其ノ指針  
カ直點若ハ標點ヲ指ササルニ至リタルモノ
- 十九 水平ヲ定ムル裝置アル秤又ハ檢位衡ニシテ其ノ裝置カ水平ヲ定ムルノ用ヲ爲ササルニ  
至リタルモノ
- 二十 秤又ハ檢位衡ニシテ前條ニ規定スル公差ニ相當スル重量ヲ感セサルニ至リタルモノ
- 第五十七條 度量衡ニ依ル正味量ノ表記アル商品ニシテ其ノ容器、包裝又ハ封緘ヲ破毀スルニ

非サレハ實量ヲ増減シ得サルモノハ正味量ノ表記者ニ非サル者カ其ノ儘販賣ヲ爲ス場合ニ限  
 リ表記正味量カ實量ヲ超過スルモノト雖モ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ爲之ヲ所持スルコトヲ得  
 第五十八條 商品ノ度量衡ニ依ル正味量ノ表記ニハ表記者ノ氏名又ハ其ノ商號及地方名ヲ附記  
 スヘシ

第五十九條 度量衡ニ依ル正味量ノ表記ナキ商品ヲ度量衡ニ依リ販賣スル者ハ法定ノ度量衡ニ  
 依リ其ノ實量ヲ正確ニ計量スルコトヲ要ス

第六十條 臨檢、搜索及差押ニ關シテハ朝鮮間接國稅犯則者處分令施行規則第二條乃至第五  
 條、第八條及十二條ノ規定ヲ準用ス

第六十一條 度量衡器若ハ計量器ノ取締又ハ度量衡ノ計量ノ取締ヲ執行スル官吏ノ携帶スヘキ  
 證票ハ様式第四號ニ依ル

第六十二條 第十九條第二十四條又ハ第五十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ  
 料料ニ處ス

第六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ料料ニ處ス  
 一 業務上取引又ハ證明ノ爲度量衡器ヲ使用スル場合ニ於テ第四十六條乃至第五十條ノ規定  
 ニ違反シタル者

二 第三十條又ハ第五十八條ノ規定ニ違反シタル者

三 第五十三條第一項ノ規定ニ依リ指定シタル日時及場所ニ度量衡器又ハ計量器ヲ提出セザ

リシ者

附 則

第六十四條 本令ハ朝鮮度量衡令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第六十五條 隆熙三年農商工部令第三號ハ之ヲ廢止ス

第六十六條 左ニ掲クル從來慣用ノ度量衡又ハ其ノ倍數若ハ分數ニ依ル度量衡ハ第八表ニ掲ク

ル事務又ハ事業ニ付同表ニ掲クル事務又ハ事業ヲ行フ者ヲ雙方ノ當事者トスル場合ニ於テハ本令施行後十年ヲ限り其ノ他ノ場合ニ於テハ本令施行後二十年ヲ限り仍之ヲ用フルコトヲ得

メートル法

度

デカメートル

十メートル

ヘクトメートル

百メートル

地 積

センチアール

アールノ百分ノ一

量

センチリットル

リットルノ百分ノ一

デカリットル

十リットル

衡

朝鮮度量衡令施行規則

尺

度

貫法

毛 厘 分 寸 尺 丈 間 町 里 勾 地 積

センチグラム  
デシグラム  
デカグラム  
ヘクトグラム

キログラムノ十萬分ノ一  
キログラムノ一萬分ノ一  
キログラムノ百分ノ一  
キログラムノ十分ノ一

尺ノ一萬分ノ一  
尺ノ千分ノ一  
尺ノ百分ノ一  
尺ノ十分ノ一  
メートルノ三十三分ノ十  
六尺  
三百六十尺  
一萬二千九百六十尺  
歩ノ百分ノ一

朝鮮度量衡令施行規則

合 歩又ハ坪  
 畝 三十歩  
 段 三百歩  
 町 三千歩  
 量  
 勺 升ノ百分ノ一  
 合 升ノ十分ノ一  
 升 升ノ十分ノ一  
 斗 升ノ十分ノ一  
 石 百升  
 衡  
 毛 貫ノ百萬分ノ一  
 厘 貫ノ十萬分ノ一  
 分 貫ノ一萬分ノ一  
 忽 貫ノ千分ノ一  
 貫 キログラムノ四分ノ十五

歩ノ十分ノ一  
 アールノ百二十一分ノ四  
 三十歩  
 三百歩  
 三千歩  
 升ノ百分ノ一  
 升ノ十分ノ一  
 リットルノ千三百三十一分ノ二千四百一  
 十升  
 百升  
 貫ノ百萬分ノ一  
 貫ノ十萬分ノ一  
 貫ノ一萬分ノ一  
 貫ノ千分ノ一  
 キログラムノ四分ノ十五

斤

鯨尺

鯨尺分

鯨尺寸

鯨尺尺

鯨尺丈

ヤード、ポンド法

度

インチ

フット

ヤード

チェーン

マイル

量

ガロン

衡

百六十匁

鯨尺尺ノ百分ノ一

鯨尺尺ノ十分ノ一

メートルノ六十六分ノ二十五

十鯨尺尺

ヤードノ三十六分ノ一

ヤードノ三分ノ一

メートルノ千二百五十分ノ千四百十三

二十二ヤード

千七百六十ヤード

リットルノ六千六百五十五萬分ノ二億五千百九十二

萬百二十三

ゲレーン

オンス

ポンド

トン(英トント稱スヘシ)

ポンドノ七千分ノ一

ポンドノ十六分ノ一

キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七

二千二百四十ポンド

第六十七條 前條ノ規定ハ左ニ掲ケル計量ノ單位ニ付之ヲ準用ス

一 力 重量ポンド

一 重量ポンドハ重量キログラムノ千二百五十分ノ五百六十七トス

二 壓力 平方インチニ

付重量ポンド

三 仕事 フードポンド

平方インチニ付一重量ポンドハ平方センチメートルニ付重量キログラムノ一萬六千二百二十九分ノ千三百三十四トス

一 フードポンドハキログラムメートルノ百五十六萬二千五百分ノ二十一萬六千二十七トス

四 工率 馬力

一 馬力ハ〇、七四六〇キロワットトス

五 溫度 華氏度

華氏一度ハ一度ノ九分ノ五トス零度ノ溫度ハ華氏三十二度トス

第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル單位ニ付之ヲ準用ス

第六十八條 第六十六條又ハ前條ニ規定スル期間滿了前ニ文書、商品其ノ他ノ物件ニ附シタル同條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ニ依ル表示ハ同條ノ期間滿了後ト雖仍之ヲ用フルコトヲ得

朝鮮度量衡令施行規則

第六十九條 第六十六條又ハ第六十七條ノ度量衡又ハ計量ノ單位ノ日盛其ノ他ノ表示アル度量衡器及計量器ノ檢定ハ本令施行後十年ヲ限リ之ヲ行フ

第七十條 第三十五條ノ規定ハ前條ノ度量衡器ノ檢定ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第三十

五條中第四表トアルハ第六表、第五表トアルハ第七表トス

第七十一條 第五十五條ノ規定ハ第六十九條ノ度量衡器ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第五十

五條中第五表トアルハ第七表トス

七十二條 度量衡器又ハ計量器ニシテ第一條乃至第三條又ハ朝鮮度量衡令第四條第一項ノ規定ニ依ル度量衡又ハ計量ノ單位ノ日盛其ノ他ノ表示ナキモノハ本令施行後十五年ヲ限リ取引

上又ハ證明上ニ之ヲ使用スルコトヲ得

第七十三條 第六十六條ノ規定ニ依ル鯨尺ハ布帛類ヲ計量スル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得

第七十四條 五升以上ノ穀類ヲ計量スル場合ニ於テハ全量五升未滿ノ櫛ヲ使用スルコトヲ得ス

第七十五條 朝鮮度量衡令第三十一條及第三十二條ノ期間ハ本令施行後五年、同令第三十三條ノ期間ハ本令施行後三年トス

第七十六條 本令施行前製作シ輸入シ又ハ移入シタル計量器ニ付テハ大正十八年十二月三十一日迄朝鮮度量衡令第十二條ノ規定ヲ適用セス

第七十七條 本令施行前度量衡器販賣ノ委託ヲ受ケ現ニ其ノ業ヲ營ム者ハ保證人アル場合ニ限

リ大正十六年三月三十一日迄第十三條ノ規定ニ依ル保證金ノ納付ヲ猶豫ス  
第七十八條 第七十三條又ハ第七十四條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス  
様式第一號

朝鮮度量衡令第九條ノ證印

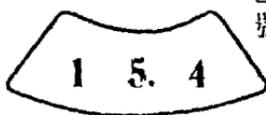
檢定證印

消印

様式第二號



正



數字ノ左方ハ年  
右方ハ月ヲ示ス

朝鮮度量衡令施行規則

様式第三號

檢査済印



數字ハ毎年其ノ年ノ下位ノ數字ヲ用フ

様式第四號

第 號	官 氏 名
度批衙取締官吏章	朝鮮總督府
	(道)

第三表

		度量衡器 委託販賣者保證金
一等地	京城府	度量衡器保證金千圓 計量器保證金五百圓
	京畿道	
	慶尙北道	
	慶尙南道	
	平安南道	
二等地	平壤府	度量衡器保證金五百圓 計量器保證金三百圓
	仁川府	
	全羅北道	
	全羅南道	
	咸鏡南道	
三等地	元山府、咸興郡、成興面	度量衡器保證金三百圓 計量器保證金二百圓
	忠清北道	
	忠清南道	
	光州郡、光州面	

朝鮮度量衡令施行規則

慶尙南道

黃海道

平安南道

平安北道

咸鏡北道

馬山府

海州郡海州面

鎮南浦府

新義州府

清津府

四等地

度量衡器保證金二百圓  
計量器保證金百圓

京畿道

忠清北道

忠清南道

全羅北道

全羅南道

慶尙北道

慶尙南道

黃海道

開城郡松都面

忠州郡忠州面

公州郡公州面

禮山郡禮山面

金堤郡金堤面

寶城郡筏橋面

金泉郡金泉面

迎日郡浦項面

密陽郡密陽面

鳳山郡沙里院面

水原郡水原面

大田郡大田面

天安郡天安面

益山郡益山面

麗水郡麗水面

尙州郡尙州面

統營郡統營面

信川郡信川面

振威郡丙南面

燕岐郡鳥致院面

論山郡論山面

井邑郡井邑面

羅州郡榮山面

安東郡安東面

晉州郡晉州面

論山郡江景面

井邑郡龍北面

光州郡松汀面

慶州郡慶州面

平安南道  
平安北道

安州郡安州面

龍川郡龍川面

宣川郡宣川面

定州郡定州面

江原道

義州郡義州面

龍川郡外上面

咸鏡南道

江陵郡江陵面

咸鏡北道

北青郡北青面

鏡城郡梧村面

城津郡城津面

會寧郡會寧面

慶興郡雄基面

五等地

度量衡器保證金百圓  
計量器保證金百圓

一等地乃至四等地以外ノ地

第四表

度量衡器

(一)	度	器
(二)	量	器
直	尺	曲
	尺	疊
	尺	卷
	尺	鏈
	尺	縮
	尺	尺

朝鮮度量衡施行規則

出 用		(イ) 樹		(ロ) 斗		(ハ) 化學用量器	
		全	量	概	形 板	全	量
五十立方 センチメ ートル	百立方 センチメ ートル	二十ミリ リットル	五十ミリ リットル	十リットル	二十リ ットル	二百立方 センチメ ートル	二百五十立 方センチ メートル
二百立方 センチメ ートル	五百立方 センチメ ートル	五デシリ ットル	一リットル	五リットル	二リットル	五百立方 センチメ ートル	



		(イ) 秤		(ロ) 分銅		重		量		重		量	
天	秤	上皿	天	秤	上皿	天	秤	臺	秤	上皿	天	秤	臺
上皿桿秤	秤量二十キログラム未滿各種	十	分	秤	桿	秤	桿	秤	桿	秤	桿	秤	桿
自働秤													
一ミリグラム	二ミリグラム	五ミリグラム	十ミリグラム	〇.〇二カラット	〇.〇五カラット	〇.一カラット	〇.二カラット	〇.五カラット	一カラット	二カラット	五カラット	十カラット	二十カラット
二十ミリグラム	五十ミリグラム	百ミリグラム	二百ミリグラム	〇.一カラット	〇.二カラット	〇.五カラット	一カラット	二カラット	五カラット	十カラット	二十カラット	五十カラット	百カラット
二百ミリグラム	五百ミリグラム	一グラム	二グラム	五グラム	十グラム	二十グラム	五十グラム	百グラム	二百グラム	五百グラム	一キログラム	二キログラム	五キログラム
十グラム	二十グラム	五十グラム	百グラム	五百グラム	一キログラム	二キログラム	五キログラム	十キログラム	二十キログラム	五十キログラム	百キログラム	二百キログラム	五百キログラム

定 量 器	定 量 器		定 量 器		定 量 器	
	定 量	定 量	定 量	定 量	定 量	定 量
(ハ) 錘	二百グラム	五百グラム	一キログラム	二キログラム	二十五カラット	五十カラット
	五キログラム	十キログラム	二十キログラム	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
(一) 計 歴 器	力 計 眞 空 計 聯 成 計					
(二) 浮 秤						
(三) 温 度 計						
(四) 生 絲 纖 度 檢 定 器						

朝鮮度量衡令施行規則

						(イ) 検尺器
						(ロ) 検位衡
						(ハ) 織度分銅
〇、〇一織度	〇、〇二織度	〇、〇五織度	〇、一織度	〇、一織度	〇、五ミリグラム	重
一、二織度	一、五織度	二、五織度	五、一織度	五、一織度	一、五ミリグラム	重
二、五織度	三、五織度	五、一織度	十、五織度	十、五織度	二、五ミリグラム	重
五、一織度	十、五織度	二十、五織度	五十、一織度	五十、一織度	五、一ミリグラム	重
十、五織度	二十、五織度	五十、一織度	百、五織度	百、五織度	十、五ミリグラム	重
二十、五織度	五十、一織度	百、五織度	二百、五織度	二百、五織度	二十、五ミリグラム	重
五十、一織度	百、五織度	二百、五織度	五百、一織度	五百、一織度	五十、一ミリグラム	重
百、五織度	二百、五織度	五百、一織度	一千、五織度	一千、五織度	百、五ミリグラム	重
二百、五織度	五百、一織度	一千、五織度	二千、五織度	二千、五織度	二百、五ミリグラム	重
五百、一織度	一千、五織度	二千、五織度	五千、一織度	五千、一織度	五百、一ミリグラム	重
一千、五織度	二千、五織度	五千、一織度	一万、五織度	一万、五織度	一千、五ミリグラム	重

第五表 度量衡器及計量器ノ公差

一	織度	二五ミリグラム	二百織度	一〇グラム
(五)	乳脂計	度一五〇ミリグラム	—	—

(一)	度量器ノ公差	度量衡器	—	—
	全長ノ公差	—	—	—
種	種類	全長	公差	差
二分ノ一ミリメートルヲ超エタル日盛アル直尺、曲リ尺及憑尺	五デシメートル以上	五デシメートル未滿	〇、五ミリメートル	全長五デシメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメートル未滿ノモノノ公差ニ〇、二五ミリメートルヲ加ヘ三ミリメートルニ至リテ止ム

朝鮮度量衡會施行規則

種	類	分		公	差
		長	ノ		
全長二十メートル 未滿ノ度量器	縮尺二分ノ一ミ リメートル以下 ノ日盛アル直尺、 曲リ尺及疊尺	五デシメートル 未滿	〇、二五 ミリメートル	全長五デテメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメー トル未滿ノモノノ公差ニ〇、一二五ミリメートル ヲ加ヘ一五ミリメートルニ至リテ止ム	全長ノ公差ノ二分ノ一
		五デシメートル 以上	三、五 ミリメートル	全長五デテメートル迄ヲ増ス毎ニ全長五デシメー トル未滿ノモノノ公差ニ〇、一二五ミリメートル ヲ加ヘ一五ミリメートルニ至リテ止ム	
鋼鐵製卷尺	鏈尺及鋼鐵製以 外ノ卷尺	一メートル以下	〇、七 ミリメートル	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下 ノモノノ公差ニ〇、三ミリメートルヲ加ヘ三セン チメートルニ至リテ止ム	全長ノ公差ノ二分ノ一
		一メートルヲ超 エタルモノ	三、五 ミリメートル	全長一メートル迄ヲ増ス毎ニ全長一メートル以下 ノモノノ公差ニ一、五ミリメートルヲ加ヘ一、五デ シメートルニ至リテ止ム	



全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	全量公差
受「メスフラスコ」	出「メスフラスコ」	「ビュレット」 及「ピペット」	「メスシリンドル」	十リットル以下	全量ノ二百分ノ一
全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	二十リットル以下	全量ノ四百分ノ一
分	分	分	分	全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上
(ロ) 化學用量器					
全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	全量公差
受「メスフラスコ」	出「メスフラスコ」	「ビュレット」 及「ピペット」	「メスシリンドル」	十リットル以下	全量ノ二百分ノ一
全量公差	全量公差	全量公差	全量公差	二十リットル以下	全量ノ四百分ノ一
分	分	分	分	全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ二分ノ一
全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ二分ノ一以上



分	二千立方メートル	〇.五	二千立方メートル	一〇	二百立方メートル以下	〇.三	二千立方メートル以下	ハ
	分	量	ノ	公	差			
分	全量ノ二分ノ一未滿	全量ノ公差ノ二分ノ一	全量ノ二分ノ一以上	全量ノ公差	全量ノ公差	全量ノ公差	全量ノ公差	全量ノ公差
(ハ)	瓦斯メートル							
	表ハス量ノ百分ノ二							
(三)	衡器ノ公差							
(イ)	秤							

種 類	秤量ニ於テ秤 量ノ公差以下 ノ重量ヲ感ス ル上皿天秤及 十分秤	秤量ニ於テ秤 量ノ公差以下 ノ重量ヲ感ス ル重量	上皿天秤及十 分秤	秤量ニ於テ秤 量ノ公差以下 ノ重量ヲ感ス ル天秤	秤量ニ於テ秤 量ノ公差以下 ノ重量ヲ感ス ル重量	天 秤	種 類	秤量ノ公差
差	秤量及秤量以 下ノ重量ノ公 差	感量ニ相當ス ル重量	秤量ノ千分ノ 一	感量ニ相當ス ル重量	秤量ノ二千分 ノ一	秤量ノ二千分 ノ一	秤量ノ五分ノ 一ノ重量ノ公 差	
差	掛量及掛量以 下ノ重量ノ公 差	秤量ノ公差ノ 二分ノ一	秤量ノ公差ノ 二分ノ一	秤量ノ公差ノ 二分ノ一	秤量ノ公差ノ 二分ノ一	秤量ノ公差ノ 二分ノ一		
種 類	秤量ノ公差以 下ノ日盛アル 上皿秤秤	秤量ノ公差以 下ノ日盛アル 上皿秤秤	上皿秤秤	秤量ノ公差以 下ノ日盛アル 臺秤	秤量ノ公差以 下ノ日盛アル 臺秤	臺 秤	種 類	秤量ノ五分ノ 一ヲ超エタル 重量ノ公差
公差	秤量及秤量以下ノ重量ノ 公差	最小日盛ノ 表ハス重量 ノ二分ノ一	秤量ノ五百 分ノ一	表ハス重量 ノ二分ノ一	最小日盛ノ 秤量ノ公差 ノ二分ノ一	秤量ノ二千 分ノ一	秤量ノ五分ノ 一以下ノ重量 ノ公差	



五十ミリ グラム	〇、 三	五百ミリ グラム	一、	〇、 一	〇、 二	〇、 三	〇、 四	〇、 五
				カラット	カラット	カラット	カラット	カラット
重蓋一グラム以上ノモノノ公差ハ重量百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムヲ十倍シ又ハ之ヲ十倍スル毎ニ百ミリグラム、二百ミリグラム又ハ五百ミリグラムノ公差ノ其ノ倍数毎ニ五倍ス								
(ハ) 錘								
定	量	錘	公	差				
重量ト掛量トノ比カ五分ノ一若ハ五分ノ一ノモノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量四百グラム以下ノモノ	重量ノ二千分ノ一	重量ノ五千分ノ一						

朝鮮度量衡令施行規則

(一)	計壓器ノ公差	計量器ノ公差		重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五十分ノ一ニ非サルモノニシテ重量四百グラムヲ超エタルモノ	重量四百グラムノモノノ公差ニ四百グラムヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ
		計量器ノ公差		重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五十分ノ一ニ非サルモノニシテ重量四百グラムヲ超エタルモノ	重量四百グラムノモノノ公差ニ四百グラムヲ超エタル重量ノ一萬分ノ一ヲ加フ
(二)	浮秤ノ公差	偏心型又ハ自記型ノモノ	偏心型又ハ自記型ノモノ	最大壓力ノ二十五分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
				最大壓力ノ二十五分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ五十分ノ一
(二)	浮秤ノ公差	偏心型又ハ自記型ノモノ	偏心型又ハ自記型ノモノ	最大壓力ノ十分ノ一以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス壓力ノ二分ノ一
				最大壓力ノ十分ノ一ヲ超エタル目盛アルモノ	最大壓力ノ二十分ノ一

公

差

最小目盛ノ表ハス値

(三) 溫度計ノ公差

表ハス溫度ノ目盛ニ接スル最小目盛ノ値

(四) 生絲織度檢定器ノ公差

(イ) 檢尺器

公

差

絲棒ノ周ノ長

四ミリメートル

回轉器

一周ノ計量ニ付絲棒ノ一回轉ノ二分ノ一

(ロ) 檢位衡

公

差

		(ハ) 織度分銅			
	公	差		公	差
〇、二五織度	〇、二	百織度	五、		
〇、二織度	〇、二	五十織度	三、		
〇、一織度	〇、一	二十織度	二、		
〇、〇五織度	〇、一	十織度	一、		
〇、〇二織度	〇、一	五織度	〇、六		
〇、〇一織度	〇、〇五	二織度	〇、四		
	ミリグラム		ミリグラム		
	〇、二五織度以下ノ目盛アルモノ	最小目盛ノ表ハス重量			
	〇、二五織度ヲ超エタル目盛アルモノ	一二、五ミリグラム			

第六表 度量衡器

(五) 乳脂計ノ公差	一、	織度	〇、五	織度	〇、三	二百織度	一〇、
	織度	〇、三					
最小目盛ノ表ハス量							

(一) 度量器	直	尺	曲リ	尺	疊	尺	卷	尺	鏈	尺	縮	尺
	(二) 量器											
(イ) 榊												

朝鮮度量衡令施行規則

自 働 秤	上皿秤 <small>秤量五貫未満又 八卅斤未満各種</small>	十 分 秤	桿秤 <small>秤量五貫以上又 八卅斤以上各種</small>
	天 秤	上 皿 天 秤	臺 秤
(イ) 秤			
(三) 衡器			
圓 壺 形 板 狀			
(ロ) 斗 概			
一 升	二 升	五 升	一 斗
二 升	五 升	一 斗	二 斗
五 升	一 斗	二 斗	五 升
一 斗	二 斗	五 升	三 斗
二 斗	五 升	三 斗	五 斗
五 升	三 斗	五 斗	
二 分 ノ 一 勺	一 勺	二 勺	五 勺
一 勺	二 勺	五 勺	一 合
二 勺	五 勺	一 合	二 合
五 勺	一 合	二 合	五 合
一 合	二 合	五 合	
二 合	五 合		
五 合			
全 量			



(ロ) 分銅	自働秤	上皿秤 <small>(秤量五十ポンド未滿各種)</small>	天秤	(イ) 秤	(三) 衡器	瓦斯メートル	(二) 量器	直尺 曲尺 卷尺 鏈尺 縮尺	(一) 度器
		十分秤	上皿天秤						

定 量 増 錘		重		量	
(ハ) 錘	十ポンド	一ゲレリン	〇、〇、一	十ゲレリン	〇、〇、一
	十四ポンド	二ゲレリン	〇、〇、二	十四ゲレリン	〇、〇、二
	二十ポンド	五ゲレリン	〇、〇、五	二十ゲレリン	〇、〇、五
	二十八ポンド	十ゲレリン	〇、〇、一〇	二十八ゲレリン	〇、〇、一〇
	五十ポンド	二十ゲレリン	〇、〇、二〇	五十ゲレリン	〇、〇、二〇
	五十六ポンド	四十ゲレリン	〇、〇、四〇	五十六ゲレリン	〇、〇、四〇
	八オンス	一オンス	〇、〇、一	八オンス	〇、〇、一
一ポンド	二オンス	〇、〇、二	一ポンド	〇、〇、二	
二ポンド	五オンス	〇、〇、五	二ポンド	〇、〇、五	
四ポンド	十オンス	〇、〇、一〇	四ポンド	〇、〇、一〇	
二オンス	二オンス	〇、〇、二	二オンス	〇、〇、二	
四オンス	四オンス	〇、〇、四	四オンス	〇、〇、四	
一オンス	一オンス	〇、〇、一	一オンス	〇、〇、一	
二オンス	二オンス	〇、〇、二	二オンス	〇、〇、二	
四オンス	四オンス	〇、〇、四	四オンス	〇、〇、四	
八オンス	八オンス	〇、〇、八	八オンス	〇、〇、八	
一ポンド	一ポンド	〇、〇、一六	一ポンド	〇、〇、一六	
二ポンド	二ポンド	〇、〇、三二	二ポンド	〇、〇、三二	
四ポンド	四ポンド	〇、〇、六四	四ポンド	〇、〇、六四	
八ポンド	八ポンド	〇、〇、一二八	八ポンド	〇、〇、一二八	
十ポンド	十ポンド	〇、〇、一六〇	十ポンド	〇、〇、一六〇	
二十ポンド	二十ポンド	〇、〇、三二〇	二十ポンド	〇、〇、三二〇	
四十ポンド	四十ポンド	〇、〇、六四〇	四十ポンド	〇、〇、六四〇	
八十ポンド	八十ポンド	〇、〇、一二八〇	八十ポンド	〇、〇、一二八〇	
一〇〇ポンド	一〇〇ポンド	〇、〇、一六〇〇	一〇〇ポンド	〇、〇、一六〇〇	

第七表

度量衡器ノ公差

(甲) 尺貫法度量衡器	
(一) 度量器ノ公差	
種 類	全 長 ノ 公 差
二厘ヲ超エタル 目盛アル直尺曲 リ尺及疊尺	一 尺 未 満 一 尺 以 上
縮尺、二厘以下 ノ目盛アル直尺 曲リ尺及疊尺	一 尺 未 満 一 尺 以 上
鏈尺及鋼鋸製以	三 尺 以 下
	一 分
	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ二、 五毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム
	全長一尺迄ヲ増ス毎ニ全長一尺未満ノモノノ公差ニ五 毛ヲ加ヘ八厘ニ至リテ止ム
	一 厘
	差

種類	分		長	公差	差
	分	長			
外ノ卷尺	三尺ヲ超エ タルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以下ノモノノ公差ニ五 厘ヲ加ヘ五寸ニ至リテ止ム	二 厘	全長ノ公差ノ四分ノ一	全長ノ公差ノ四分ノ一
	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以上ノモノノ公差ニ一 厘ヲ加ヘ一寸ニ至リテ止ム			
鋼鐵製卷尺	三尺ヲ超エ タルモノ	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以上ノモノノ公差ニ一 厘ヲ加ヘ一寸ニ至リテ止ム	二 厘	全長ノ公差ノ四分ノ一	全長ノ公差ノ四分ノ一
	三尺以下	全長三尺迄ヲ増ス毎ニ全長三尺以上ノモノノ公差ニ一 厘ヲ加ヘ一寸ニ至リテ止ム			
全長六十尺未滿 ノ度器	全長ノ二分ノ一未滿	全長ノ公差ノ二分ノ一	一 以上	全長ノ公差ノ二分ノ一	全長ノ公差ノ二分ノ一
	全長ノ二分ノ一以上	全長ノ公差ノ二分ノ一			
全長六十尺以上 ノ度器	全長ノ四分ノ一未滿	全長ノ公差ノ四分ノ一	一 以上	全長ノ公差ノ四分ノ一	全長ノ公差ノ四分ノ一
	全長ノ四分ノ一以上	全長ノ公差ノ四分ノ一			

朝鮮度量衡分施行規則

		全長ノ四分ノ三以上		全長ノ公差	
(二) 量器ノ公差					
樹					
全 量 ノ 公 差					
陶器、磁器、珐瑯塗り樹以外ノモノ					
全 量	公 差	全 量	公 差	全 量	公 差
一 勺 以 下	全量ノ五十分ノ一	一 勺 以 下	全量ノ百五十分ノ四	一 勺 以 下	全量ノ百五十分ノ四
一 合 以 下	全量ノ百分ノ一	一 合 以 下	全量ノ三百分ノ四	一 合 以 下	全量ノ三百分ノ四
一 升 以 下	全量ノ百五十分ノ一	一 升 以 下	全量ノ四百五十分ノ四	一 升 以 下	全量ノ四百五十分ノ四
五 升 以 下	全量ノ二百五十分ノ一	五 升 以 下	全量ノ七百五十分ノ四	五 升 以 下	全量ノ七百五十分ノ四

				五斗以下 全量ノ四百分ノ一		五斗以下 全量ノ千二百分ノ四	
				分 量		公 差	
				公		差	
				全量ノ二分ノ一未滿		全量ノ公差ノ二分ノ一	
				全量ノ二分ノ一以上		全 差	
				(三) 衡器ノ公差			
		(イ) 秤					
天 秤	種 類	秤量ノ公差	秤量ノ五分ノ公差	種 類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一
分ノ一	秤量ノ二千	秤量ノ二分ノ一	秤量ノ五分ノ一	種 類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一
分ノ一	秤量ノ二千	秤量ノ二分ノ一	秤量ノ五分ノ一	種 類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一
分ノ一	秤量ノ二千	秤量ノ二分ノ一	秤量ノ五分ノ一	種 類	秤量ノ五分ノ一ヲ超エタル重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一以下ノ重量ノ公差	秤量ノ五分ノ一

<p>秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル天秤</p>	<p>上皿天秤及十分秤</p>	<p>秤量ニ於テ秤量ノ公差以下ノ重量ヲ感スル上皿天秤及十分秤</p>	<p>種類</p>	<p>秤種類</p>	<p>秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ目盛アル桿秤</p>
<p>感量ニ相當スル重量</p>	<p>秤量ノ千分</p>	<p>感量ニ相當スル重量</p>	<p>秤量及秤量以下ノ重量ノ公差</p>	<p>秤量ノ二百分</p>	<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>
<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>掛量及掛量以下ノ重量ノ公差</p>	<p>掛量ノ二百分</p>	<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>
<p>秤量ノ公差以下ノ目盛アル桿秤</p>	<p>上皿桿秤</p>	<p>秤量ノ公差以下ノ目盛アル上皿桿秤</p>	<p>種類</p>	<p>自動秤</p>	<p>秤量ノ公差以下ノ目盛アル自動秤</p>
<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>	<p>秤量ノ五百分</p>	<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>	<p>秤量及秤量以下ノ重量ノ公差</p>	<p>秤量ノ二百分ノ一</p>	<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>
<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>秤量ノ公差ノ二分ノ一</p>	<p>秤量及秤量以下ノ重量ノ公差</p>	<p>秤量ノ二百分ノ一</p>	<p>最小目盛ノ表ハス重量</p>

前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス

(ロ) 分 銅

重量	公差	重量	公差
五毛以下	〇、毛一	分	〇、毛四
二厘以下	〇、二	分	〇、六
五厘	〇、三	分	一、

重量一匁以上ノモノノ公差ハ重量一分、二分又ハ五分ヲ十倍シ又ハ之ヲ十倍スル毎ニ

一分、二分又ハ五分ノ公差ヲ其ノ倍数毎ニ五倍ス

(ハ) 錘

公差	公差
	差

種 類	全 長 ノ 公 差	分 長 ノ 公 差		定 量 增 鍾	定 量	鍾	重 量 ノ 二 千 分 ノ 一
		分	長				
(乙) 鯨 尺 ノ 公 差				重 量 ト 掛 量 ト ノ 比 カ 五 十 分 ノ 一 若 ハ 五 分 ノ 一 ノ モ ノ 又 ハ 其 ノ 比 カ 之 ト 異 ナ ル モ ノ ニ シ テ 重 量 百 匁 以 下 ノ モ ノ			
				重 量 ト 掛 量 ト ノ 比 カ 五 十 分 ノ 一 又 ハ 五 分 ノ 一 ニ 非 サ ル モ ノ ニ シ テ 重 量 百 匁 超 エ タ ル モ ノ			
麻 製 卷 尺 以 外 ノ モ ノ	全 長 ノ 五 百 分 ノ 一	全 長 ノ 二 分 ノ 一 未 滿	全 長 ノ 公 差 ノ 三 分 ノ 二				
麻 製 卷 尺	全 長 ノ 二 百 半 分 ノ 一	全 長 ノ 二 分 ノ 一 以 上	全 長 ノ 公 差				
(丙) ヤード、ポンド法度量衡器							
(一) 度 器 ノ 公 差							



表ハス量ノ百分ノ二	瓦新メートル	(二) 量器ノ公差	鋼鐵製卷尺	鐵製以外ノ卷尺	鏈尺及鋼尺
			三フット以下	三フット以下	三フット以下
			全長三フット迄ヲ増ス毎ニ全長三フット以下ノモチヲ加ヘ一インチニ至リテ止ム	全長三フット以下ノモノニ全長ニ十分ノ一インチヲ加ヘ五インチニ至リテ止ム	全長三フット以下ノモノニ全長ニ十分ノ一インチヲ加ヘ五インチニ至リテ止ム
			上ノ度量器	上ノ度量器	上ノ度量器
			分ノ三以	分ノ三未	分ノ一末
			全長ノ四	全長ノ四	全長ノ二
			全長ノ公差	全長ノ公差ノ四分ノ三	全長ノ公差ノ二分ノ一



種 類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差	掛量及掛量以下の重量の公差	種 類	秤量及秤量以下ノ重量ノ公差
桿 秤	秤量ノ二百分ノ一	掛量ノ二百分ノ一	白 働 秤	秤量ノ二百分ノ一
秤量又ハ掛量ノ公差以下ノ日盛アル桿秤	最小日盛ノ表ハス重量	最小日盛ノ表ハス重量	秤量ノ公差以下ノ日盛アル白働秤	最小日盛ノ表ハス重量
前各種ノ秤ニシテ不安定ト爲シタルモノノ公差ハ各其種類ノ秤ノ公差ノ二倍トス				
(ロ) 分 銅				
重 量	公 差	重 量	公 差	重 量
〇、〇一ゲレイン	〇、〇〇一	〇、〇一オンス	〇、〇〇一	〇、〇一ゲレイン
〇、〇二ゲレイン	〇、〇〇二	〇、〇二オンス	〇、〇〇二	〇、〇二ゲレイン
〇、〇五ゲレイン	〇、〇〇五	〇、〇五オンス	〇、〇〇五	〇、〇五ゲレイン

百	ゲレ	一	〇、一	一	ボ	一、
	レ	八		八	ン	一、
	一	四		四	ス	
	ン	オ		オ	ス	
五十	ゲレ	二	〇、〇五	二	ン	〇、六
	一	一		一	ス	〇、四
	ン	オ		オ	ス	〇、二
十	ゲレ	〇、五	〇、〇二	〇、五	ン	〇、二
	一	オ		オ	ス	〇、二
	ン	ン		ン	ス	〇、二
五	ゲレ	〇、二	〇、〇一	〇、二	ン	〇、二
	一	オ		オ	ス	〇、二
	ン	ン		ン	ス	〇、二
二	ゲレ	〇、一	〇、〇〇六	〇、一	ン	〇、二
	一	オ		オ	ス	〇、二
	ン	ン		ン	ス	〇、二
一	ゲレ	〇、〇四	〇、〇〇三	〇、一	ン	〇、八
	一	オ		オ	ス	〇、八
	ン	ン		ン	ス	〇、八
〇、五	ゲレ	〇、〇三	〇、〇〇二	〇、〇五	ン	〇、四
	一	オ		オ	ス	〇、四
	ン	ン		ン	ス	〇、四
〇、二	ゲレ	〇、〇二	〇、〇〇一	〇、〇二	ン	〇、四
	一	オ		オ	ス	〇、四
	ン	ン		ン	ス	〇、四
〇、一	ゲレ	〇、〇一	〇、〇〇〇	〇、〇一	ン	〇、一六
	一	オ		オ	ス	〇、一六
	ン	ン		ン	ス	〇、一六

公 差	(ハ) 錢	四千 ゲレ ー ン	一、	五十六	ボ ン ド	三〇、
				五十	ボ ン ド	二五、
		二千 ゲレ ー ン	〇、七 五	二十八	ボ ン ド	二〇、
				二十	ボ ン ド	一五、
		千 ゲレ ー ン	〇、五	十四	ボ ン ド	一〇、
				十	ボ ン ド	八、
		五百 ゲレ ー ン	〇、二 五	七	ボ ン ド	七、
				五	ボ ン ド	五、
		二百 ゲレ ー ン	〇、一 五	四	ボ ン ド	四、
				二	ボ ン ド	二、

第八表

- 一 公務所ノ事務又ハ事業
- 二 電氣事業
- 三 瓦斯事業
- 四 水道事業
- 五 原動機ヲ用フル運輸事業
- 六 朝鮮鐵業令ノ適用ヲ受クル事業
- 七 醫藥、齒科醫藥、獸醫藥又ハ調劑業
- 八 左ニ掲クル工業但シ原動機ヲ用ヒサルモノヲ除ク  
 (一)機械又ハ其ノ部分品ノ製造業

定算秤錘	
重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一若ハ五十分ノ一モノ又ハ其ノ比カ之ト異ルモノニシテ重量一ポンド以下ノモノ	重量ノ五十分ノ一
重量ト掛量トノ比カ五十分ノ一又ハ五十分ノ一ニ非サルモノニシテ重量一ポンドヲ超エタルモノ	重量一ポンドノモノノ公差 一ポンドヲ超エタル重量 ノ一萬分ノ一ヲ加フ

- (二) 汽罐、瓦斯發生機、金屬製ノ煙突若ハタンク、金屬精鍊用若ハ工業用鐵製爐又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (三) 船舶又ハ其ノ部分品ノ製造業
- (四) 機關車、鐵道用若ハ軌道用車輛、自動車、自轉車、鐵索道、エレベーター、コンベヤー又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (五) 航空機又ハ其ノ部分ノ製造業
- (六) 理化學器具、醫療器具、時計、度量衡器其ノ他ノ計測器、計算尺、計算機、眼鏡、顯微鏡、其ノ他ノ光學用器械、通信器械、蓄音器、洋樂器、電球、電池其ノ他ノ電氣器具、機械用器具、瓦斯器具、水道器具、放熱器其ノ他ノ暖房用具、金庫、銃砲、彈丸又ハ以上ノ物ノ部分品ノ製造業
- (七) 金屬ノ塊、條、帶、竿、軌條、線、板、筒、管其ノ他ノ素材又ハ金屬ノ建築用材若ハ鐵道軌道用材ノ製造業
- (八) 絶緣電線、電纜、線索、鏈鎖、螺旋釘、ナットリベット、洋釘又ハ撥條ノ製造業
- (九) 硝子板又ハ硝子壘ノ製造業
- (十) セメント、煉瓦又ハ骸炭ノ製造業
- (十一) 紙又ハ紙料ノ製造業
- (十二) 製革業

- (十三) 火藥類製造業
- (十四) 礦物油、芳香油、脂肪油若ハ蠟ノ製造業又ハ脂肪ノ分解工業
- (十五) 醫藥品、工業藥品又ハ壓縮瓦斯ノ製造業
- (十六) 護膜製品又ハエボナイト製品ノ製造業
- (十七) セルロイド製造業
- (十八) 人造絹絲製造業
- (十九) 化粧品製造業
- (二十) 石鹼又ハ蠟燭ノ製造業
- (二十一) リノリニウム製造業
- (二十二) 染料又ハ瓶料ノ製造業
- (二十三) ハーント又ハウアニシユノ製造業
- (二十四) 人造肥料製造業
- (二十五) 麥酒、葡萄酒又ハ酒精ノ釀造業
- (二十六) 製糖業
- (二十七) 製粉業
- (二十八) 水又ハ清涼飲料ノ製造業
- (二十九) 罐詰業又ハ壘詰業

- (三十) 酪製品製造業
- (三十一) 綳帶製造業
- (三十二) 刷子製造業
- (三十三) 電爐製品製造業
- (三十四) 金屬精鍊業